



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.124
7月号

令和4年度 地域環境保全功労者等環境大臣表彰 加藤副会長が「地域環境保全功労者表彰」を受賞しました

当協会の加藤和弘副会長が、廃棄物処理業を通じた資源循環への取組等のほか、環境美化活動を通して地域への社会貢献活動などを積極的に取り組み、環境保全の推進に尽力していることが評価され、令和4年度地域環境保全功労者等環境大臣表彰「地域環境保全功労者表彰」を受賞されました。表彰式は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止となったため、6月27日（水）栃木県庁環境森林部長室において、小野寺環境森林部長による伝達式が開催されました。



【表彰状を授与される加藤副会長】



【加藤副会長】

＜功績内容＞

加藤副会長は、平成2年4月、宇都宮市消防団雀宮分団第2部に入団。第2部部長の任務を経て雀宮分団本部に異動し、平成20年4月から分団長に就任。雀宮地域協議会メンバーの一員として、地元の中学生やボランティアの方々とともに新幹線高架下側道や河川周辺などの清掃活動を4年間取り組むなど、地域の環境保全活動に尽力しました。現在は宇都宮市消防団副団長として、住民の安心と安全を守るため、防火・防犯活動など地域防災に繋がる環境づくりに取り組んでおります。

また、地域への社会貢献活動の一環として、小学校の児童一人一人が収穫の喜びを十分に味わうとともに農家への感謝を目的とした、米の生育体験学習の種まき、田植え、稲刈り、草取り等の農作業を行う「のみどり活動」に平成18年から地域ボランティア「のみどり隊」として後方支援いたしました。その他にも、田川の堰の堤防において草刈りやゴミ拾いをボランティアの方々とは平成15年から清掃活動を行うなど、河川の環境美化活動にも努めております。

環境省では、毎年6月の環境月間に合わせて、環境保全、地域環境保全及び地域環境美化に関して顕著な功績があった者（個人及び団体）に対し、その功績をたたえるため、環境大臣による表彰を行っています。今年度は110件（37名、73団体）が受賞。加藤副会長が受賞されました「地域環境保全功労者表彰」は、54件（20名、34団体）が表彰されました。

第63回理事会を開催

7月1日(金)、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて第63回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事19名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。



【挨拶する菊池会長】



【会場風景】

【決議・協議事項】

1. 行政との意見交換会の開催

8月3日(水)、栃木県庁舎昭和館において開催予定の概要や会員等からの意見・要望事項が決まりました。

2. 委員会委員長等の選任及び各委員会の開催

各委員長及び副委員長が次のとおり選任されたほか、8月8日(水)、栃木県立美術館普及分館において各委員会が開催されることとなりました。

委員会名	新委員長	新副委員長	委員会開催日程
研修委員会	田城理事	佐久間理事	8月8日(月)10時～11時30分 栃木県立美術館普及分館3階
普及啓発・情報委員会	若月理事	臼井理事	
適正処理・調査研究委員会	白石理事	仲田理事	8月8日(月)13時30分～15時 栃木県立美術館普及分館3階
相談指導委員会	熊本理事	安永理事	

5. マニフェストの販売価格の改訂(3ページ参照)

令和4年8月1日から、公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行する産業廃棄物マニフェストを30円/枚に値上げを行い、建設六団体副産物対策協議会が発行する建設系マニフェストは現状の25円/枚として販売することとなりました。

【報告事項】

1. 栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催結果

5月30日(月)、栃木県庁研修館において開催された概要について報告しました。

2. 第11回定時社員総会の開催結果

5月19日(木)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催された概要について報告しました。

3. 公益社団法人全国産業資源循環連合会 第12回通常総会の開催結果

6月17日(金)、ハイブリッド会議において開催された概要及び当協会の会長表彰受賞者について報告しました。

4. 会員の異動

入会、社名及び代表者変更等した会員があり、6月23日現在の正会員は194社、賛助会員は23社、合計217社であることを報告しました。

5. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

6. 協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び任期満了に伴う役員改選による新役員体制等について報告しました。

7. 令和4年度地域環境保全功労者等環境大臣表彰(1ページ参照)

加藤副会長が受賞されたほか、6月29日(水)10時から栃木県環境森林部長室において栃木県環境森林部長による環境大臣表彰伝達式が行われたことを報告しました。

令和4(2022)年 8 月 1 日 (月) から 産業廃棄物マニフェストの価格を改定いたします。

昨今の社会情勢による原油・原材料等の高騰により、公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行する産業廃棄物マニフェストの価格を令和4(2022)年8月1日から下記のとおり改訂させていただきます。御利用の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、建設六団体副産物対策協議会が発行する建設系廃棄物マニフェストの価格を変更いたしません。

記

○産業廃棄物マニフェスト（公益社団法人全国産業資源循環連合会発行）

マニフェスト種類		現行価格（税込）	令和4年8月1日からの価格（税込）
直行用	単票（手書き用） 1箱 100部	2,600円	3,000円
	連続票（ドットプリンタ用） 1ケース 500部	13,000円	15,000円
積替用	単票（手書き用） 1箱 100部	2,600円	3,000円
	連続票（ドットプリンタ用） 1ケース 500部	13,000円	15,000円

○建設系マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）

***価格の変更はございません。**

マニフェスト種類		現行価格（税込）	令和4年8月1日からの価格（税込）
建設系	単票（手書き用） 1箱 100部	2,500円	2,500円
	連続票（ドットプリンタ用） 1ケース 500部	12,500円	12,500円

公益社団法人栃木県産業資源循環協会

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3階

TEL 028-612-8016 FAX 018-612-8017

<https://www.tochigi-sanpai.or.jp> E-mail: info@tochigi-sanpai.or.jp

《会社訪問》 今回は、協会の 株式会社伊藤商会 に訪問しました。

1 会社概要

会社名 株式会社伊藤商会 代表取締役 伊藤 勝盛

本社：東京都足立区入谷 8 丁目 9 番 4 号 TEL 03-3899-2456 FAX 03-3897-9208

宇都宮第一工場：栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 10-5 TEL 028-677-3850 FAX 028-677-3791

宇都宮第二プラント：栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 38-21 TEL 028-687-0856 FAX 028-687-0857

星の宮工場：栃木県芳賀郡益子町塙 3721-6 TEL 0285-81-5703 FAX 0285-81-5704

設立：昭和 53 年 5 月 従業員 80 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業 中間処理業（破碎）栃木県許可番号 00920006413

・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい（特定有害産業廃棄物であるものを除く）、がれき類

○産業廃棄物収集運搬業（積み替えを除く）

栃木県許可番号 00900006413、埼玉県許可番号 01101006413、茨城県許可番号 00801006413

東京都許可番号 13-00-006413、千葉県許可番号 01200006413、群馬県許可番号 01000006413

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

栃木県許可番号 00950006413、埼玉県許可番号 01151006413、福島県許可番号 00757006413

【特定建設業】許可番号（特 -3）第 154740 号

3 施設概要

弊社は、1952 年創業以来、主に鉄鋼関連業界より発生する産業廃棄物の中間処理事業を推進しております。とりわけ炉前処理から、収集運搬、中間処理、リサイクル材の生産・販売まで一貫して取り組む中で、独自の技術とノウハウを培って参りました。弊社工場内並びに処理施設では、エコロジーを重視した設備を備えており、国内外から多くの方々が視察をされております。また、最近では、鉄鋼・鑄造原料事業、環境リサイクル事業、産業機械事業等、事業領域も拡大し多角化に努めております。

4 会社からひと言

私たちの心情は、他社に真似のできない開発力で、オンリーワン企業を目指すことにあります。その技術とノウハウの下、より付加価値の高い、高品質のリサイクル製品に転換することで資源の有効化に努めたいと考えております。また環境リサイクル業界の日増しに高まる環境保護への社会的責任を受け止めつつ、新たなビジネスチャンスにつなげる努力をして参ります。



【宇都宮工場 中間処理場】



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



現実の社会では、事業所からは産業廃棄物だけでなく、一般廃棄物も排出されているということで一般廃棄物についての問題に取り組んでいます。では、先月の問題を確認。

宿題Q、次のうち、一般廃棄物の再委託について正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者は一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- (2) あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した一般廃棄物の再受託者の氏名又は名称を明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること。
- (3) 再受託者に当該一般廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- (4) 一般廃棄物の運搬にあつては、他人の一般廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする一般廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (5) 再委託を承諾したときは、承諾書面の写しをその承諾をした日から5年間保存すること。

【解説】

法第7条第14項の規定により、一般廃棄物の再委託は例外なく禁止されている。そのため、(2)～(5)のような産業廃棄物の再委託の際の規定は設けられていない。

なお、平成27年の災害廃棄物関連の改正により、省令第2条第13号として環境大臣から委託を受けた者の委託について許可不要とする規定ができた。

正解 (1)

この問題も、なにも勉強していない人よりも、むしろ、産業廃棄物について勉強している人の方が迷われたのではないのでしょうか。産業廃棄物についても再委託は「原則禁止」なのですが、手続きを行えば一回だけは再委託が可能です。再々委託は例外なく禁止ですが、一般廃棄物について再委託の規定が無く、よって、再委託は禁止です。

なお、解説では「一般廃棄物の再委託は例外なく禁止されている」と書いていて、まあ、大抵の場合、大抵の人にとってはそのように覚えていただいているのですが、極めて特殊な規定があります。

それは「災害」です。災害廃棄物は「事業活動を伴わず」発生することから、廃棄物処理法の規定上は一般廃棄物となってしまいます。しかし、災害廃棄物は平常時の一般廃棄物とは時間、量、質ともに大きく異なっていて、平常時の体制では対応が困難になってしまうことも多々あります。そのため、近年の法改正では災害時の一般廃棄物については、平時とは違った形の「再委託」が認められるようになってきています。

市町村→環境大臣へ委託→処理業者へ再委託、といった特殊な形態です。

～廃棄物処理問題～

せっかく、一般廃棄物の話題になっていますので、それでは一般廃棄物処理業に関する基本的なことを問題としてみましょう。

Q、一般廃棄物の収集運搬業に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の許可を受けなければならない。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の許可を受けなければならないが、当該業を行おうとする都道府県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていれば、改めて市町村長の許可を受ける必要はない。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の処分業の許可を受けていれば、改めて収集運搬業の許可を受ける必要はない。
- (5) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の処分業の許可を受けていれば、改めて収集運搬業の許可を受ける必要はない。

【解説】

法第7条では、「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」としている。

したがって、(2)が正しい。

たとえ産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可を有していたとしても、一般廃棄物を扱う場合は、市町村長から一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可を受けなければならない。また、収集運搬業の許可と処分業の許可はそれぞれ別に受ける必要がある。

なお、法第7条では、自らその一般廃棄物を運搬（又は処分）する事業者や環境省令で定める者など、許可が必要ない者についても規定している。

正解（2）

会員さんにとっては常識問題であったと思います。しかし、不用品回収業者などは産業廃棄物処理業の許可しか持たず、家庭からの不用品を回収したことから、廃棄物処理法違反として、折角取っていた産業廃棄物処理業の許可を取り消されたという事案が結構あります。今回の宿題は一廃、産廃両方にかかわる問題としましょう。



宿題Q

次のうち、廃棄物処理法に規定する許可の有効期間について誤っているものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬業の許可は2年間である。
- (2) 優良性の評価を受けていない産業廃棄物の収集運搬業の許可は5年間である。
- (3) 特別管理産業廃棄物の処分業の許可は3年間である。
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可は永年である。
- (5) 産業廃棄物処理施設設置許可は永年である。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○包括的民間委託と廃棄物処理法の関係

下水道、道路その他の公共施設の管理に、民間の活力利用が進んでいます。特別法による PFI、指定管理者制度などがありますが、民法に基づく包括的民間委託は制度設計の自由度が高く、今後多く利用されることが予想されます。

包括的民間委託を活用した場合、当該施設から排出される産業廃棄物の排出者は誰になるのでしょうか。国交省の通知（平成 4 年 8 月 24 日建設省都下企発第三九一二号）によれば、民間の補助者を使用する場合でも自ら処理に該当するとしています。これを受けて、令和 2 年に日本下水道協会が作成した「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」によれば、包括的民間委託の委託者と受託者は、両者一体の排出事業者としてみなすことができるため、下水道管理者の補助者である受託者から下水汚泥の運搬、処分を委託することは、廃掃法上は 1 回目の委託となり、再委託には該当しないとしています。

<https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/038/76000315/76000315.html>

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/content/001373026.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 4 年 6 月 27 日掲載）

○バイオマス発電燃料の廃棄物該当性判断事例集

環境省は、2022 年 3 月、バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集の更新版を公開しました。

バイオマスの活用は、再生可能エネルギー利用推進に重要です。しかし廃棄物に該当する場合、輸送及び利用が規制されます。廃棄物該当性は管轄自治体が判断しますが、総合判断であるため判断にバラつきがあり安定性に欠けます。そこで、環境省は平成 24 年に、各自治体の判断事例集を作成しました。今回、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースの要請を受けて、判断事例集を更新しました。自治体へのアンケート調査の結果、過去 10 年間で、全国の廃棄物該当性の相談事例は 111 事例。このうち燃料（有価物）と判断した事例が 56 件、廃棄物と判断した事例が 32 件、判断していない事例が 25 件であったとのことです。事業者は自治体に相談する法的義務はありません。しかし、敢えて相談した場合、判断の要素や予想される回答を予測するうえで、この事例集は参考になるでしょう。

<https://www.env.go.jp/recycle/example.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 4 年 6 月 20 日掲載）

○2020 年度の温室効果ガス排出量（確報値）

環境省は、2022 年度の温室効果ガス排出量が、前年度比 5.1%減、森林等の吸収量を引くと 2013 年度総排出量比 21.5%減となることを公表しました。

減少原因は、新型コロナウイルスによる生産量、旅客・貨物輸送量の減少が主なものです。商業施設や娯楽施設の再開により、排出量の増加が懸念されます。

<http://www.env.go.jp/press/110893.html>

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/117896.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 4 年 6 月 13 日掲載）

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



「はさまれ・巻き込まれ」の危険防止対策及び機械メンテナンス時の対応（処理施設）

前号で紹介した、原動機や回転軸等による「はさまれ・巻き込まれ」の危険を防止する対策は、実際の職場で次のように実施しています。

図表1は、バルコンの側面を金網で養生して、ベルト部に手が入らないようにした対策です。

図表2は、バルコンの底面を鉄板で養生して、清掃時に体の一部が接触しないようにした対策です。

図表3は、バルコンの端部を金網で養生して、作業時に体の一部が接触しないようにした対策です。

図表4は、モーター回転部をカバーで養生した対策です。

いずれの対策も、作業者が誤って稼働している機械に手を触れようとしても触れることができないようにした対策です。

図表1 バルコンの側面を金網で養生



図表2 バルコンの底面を鉄板で養生



図表3 バルコンの端部を金網で養生



図表4 モーター回転部をカバーで養生



～ワンポイント安全衛生～

作業が順調の場合はこのような対策を講じれば、労働災害は発生しないでしょう。しかしながら、機械はある程度の時間を運転すれば、清掃やメンテナンスなどが必要になります。

今年1月、NHKで次のようなニュースが放送されていました。

(NHKニュースより抜粋)

東京・府中市のアスファルトの製造工場で、作業をしていた男性2人がアスファルトの材料を混ぜる機械に挟まれて死亡しました。メンテナンス中に何らかの原因で機械が動き出したとみられるということで、警視庁が当時の状況を詳しく調べています。

産業廃棄物業では、次のような事例（神奈川県労働局 平成29年死亡災害の概要）があります。

番号	発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起因物 事故の型	発 生 概 要
22	9月 3時頃	清掃・と畜業 50名～99名	コンベア はさまれ、 巻き込まれ	修理業者が産業廃棄物の選別・破砕等を行う処理施設に設置されているコンベヤーの修理作業を行っていたが、修理作業が終わり試運転させたところ、異音が発生したため直ちに停止させて周辺を確認したところ、付近でコンベヤー部品の加工作業をしていた当該事業場の作業員が当該コンベヤーに巻き込まれていたもの。

発生の過程を簡単な時系列にしてみると、

- (1) 当該事業場が修理業者にコンベヤーの修理を依頼
- (2) 修理業者が修理作業を終了
- (3) <推定・この直後に> 当該事業場の作業員がコンベヤー付近で部品の加工作業
- (4) 修理業者が試運転のためコンベヤーを稼働
- (5) 当該事業場の作業員がコンベヤーに巻き込まれて死亡

両方の事例に共通していることは、挟まれたり巻き込まれたりした作業員は、第三者が機械を作動させたことが原因で、死亡しました。

作業員本人は、突然、理由もわからないまま亡くなったと思われます。

関係法令として、労働安全衛生規則に次のようなルールを定めています。

○労働安全衛生規則

第107条（掃除等の場合の運転停止等）

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。

ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りではない。

- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等前項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

次号では、今回の内容を具体例により、掘り下げます。

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

こんな時、どうするの？ 1 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

P C B 廃棄物を取り扱う予定なのですが、許可（収集運搬）を取得するには、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得すれば許可が取得できますか。

(回答 1)

特別管理産業廃棄物管理責任者は、P C B 廃棄物などの特別管理産業廃棄物を排出する事業者が選任するものです。廃棄物処理法に基づく収集運搬の許可を取得するには、まず、施設があるか、申請者の能力があるか、欠格要件に該当していないかを確認し、条件が満たされれば許可を取得できます。従って、施設（収集運搬する車等）を有していること、欠格要件に該当していないことが求められ、あとは業を営む知識・技能を有しているかの判断になります。各都道府県等が申請者の技能・能力を何で判断するのかと言いますと、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（J Wセンター）が開催する許可講習会を受講し、習熟度テストに合格した者を、的確に業務を実施できる者と認めております。従いまして、P C B 廃棄物の収集運搬の許可、特別管理産業廃棄物収集運搬の許可を取得するのであれば、J Wセンターが実施する特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規講習会）を受講することが必要です。

このほかにも、的確にかつ継続して行うに足る経理的基礎を、会社の貸借対照表、損益計算書、納税証明書などで審査されますので、御留意ください。許可を取得するには上記の手続きや審査が必要になり、冒頭に記載しましたが特別管理産業廃棄物管理責任者まで選任する必要はありません。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（7月1日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、7月1日現在、正会員194社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 現場業務 eラーニング講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。なお、学習途中で中断/再開することも可能です。
- 本講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。※教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



後援：
環境省

令和4年度 開催案内！

(申込受付開始：7月1日～)

【学習期間（約1ヶ月間）】
右の3つより選択

第1期	8月2日～ 8月30日
第2期	9月2日～ 9月29日
第3期	10月4日～10月28日

【講座名・学習内容】業態に合わせ3コースを用意

- ①収集運搬現場業務（収集運搬に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等）
- ②中間処理現場業務（中間処理に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等）
- ③最終処分現場業務（最終処分に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等）

受講料：1名1コース 4,400円（税込、通信費等は利用者負担）
お申込み方法

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより

産廃 人材育成

検索

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>



【お問合せ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17
第2ABビル4階

eラーニング担当

TEL: 03-3224-0811

<https://www.zensanpairen.or.jp>

●営業時間／月～金 9:00～17:00

●定休日／土日・祝日

2022.06

スキルアップを考えている方に必須の試験です

(公社)全国産業資源循環連合会



産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎)



産業廃棄物処理法基礎のマスコット
「てき丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です(令和4年7月認定)

※「人材認定等事業」登録制度とは、環境教育等促進法第11条に基づき、民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の認定事業を国が登録する制度です。(詳細は環境省ホームページをご覧ください)

こんな人のニーズにおすすめです

- 人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。
- 廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身についているかを確認したい方。

この検定に合格すると...

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】 令和5年2月19日(日)10時～11時30分

受験料: 12,100円(税込)

詳細は連合会ホームページにてご案内します

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>



【受付期間】 令和4年12月1日～令和5年1月19日
(ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります)

【申込方法】 専用ポータルサイトにて受付

【試験形態】 マークシート方式による筆記試験

【試験範囲】 廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

産廃 人材育成

検索



【試験会場(予定)】全国12場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員)	岩手県(50名) アイーナ いわて県民情報交流センター	栃木県(70名) 栃木県総合文化センター	東京都(120名) TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター	神奈川県(90名) かながわ労働プラザ
会場名	新潟県(80名) 新潟県建設会館	石川県(60名) 金沢商工会議所会館	長野県(60名) ホテル信濃路	静岡県(50名) レイアップ御幸町ビル
	愛知県(50名) ウイングあいち (愛知県産業労働センター)	広島県(120名) 広島工業大学専門学校	福岡県(50名) 福岡県中小企業 振興センター	熊本県(60名) ユースピア熊本

【後援】 環境省

【共催】 一般社団法人岩手県産業資源循環協会
一般社団法人新潟県産業資源循環協会
公益社団法人静岡県産業廃棄物協会
公益社団法人福岡県産業資源循環協会

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人石川県産業資源循環協会
一般社団法人愛知県産業資源循環協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人長野県資源循環保全協会
一般社団法人広島県資源循環協会

《お問合せ先》



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

<https://www.zensanpairen.or.jp>

●営業時間/月～金 9:00～17:00

●定休日/土日・祝日

2022.07

事業所の**取組強化!**

飲酒運転根絶

令和4年4月より 改正道路交通法施行規則が順次施行されます



※アルコール検知器を用いた確認は令和4年10月1日施行

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和4年
10月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です！

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または

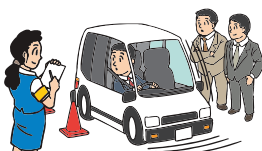


その他の自動車5台以上

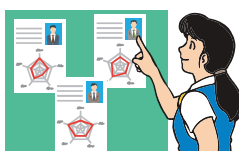
※自動二輪車（原動機付自転車を除く）
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の

届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要な書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認

することにより、

運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、

記録を1年間保存 すること

令和4年
10月1日施行



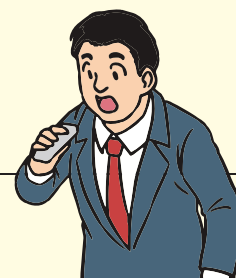
運転者の酒気帯びの有無の確認を、

アルコール検知器※を用いて行う こと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

栃木県気候変動

適応

通信 21 号

令和 4 (2022) 年 6 月

熱中症を防ごう！



地球温暖化による気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに現れており、その1つとして、気温の上昇による「熱中症搬送者数の増加」も問題になっています。

～ 熱中症予防には「湿度」も 重要 ～

梅雨明け直後の高湿度＋高温に注意！



身体が暑さに慣れていない時期は、上手に汗をかけないため、体内の熱を放出しにくく、体温調節がうまくいかないことがあります。

さらに、湿度が高いと汗が蒸発しにくいいため、熱中症が発生しやすくなります。

「気温が高い」＋「湿度が高い」＋「日射が強い」＋「風が弱い」などで
熱中症リスクが高くなる！



そこで

暑さ指数(WBGT)と熱中症警戒アラート

を活用！

暑さ指数 (WBGT)	日常生活に関する指針	運動に関する指針
危険 (31 以上)	外出は避け、涼しい室内に移動 高齢者は安静状態でも危険性大	運動は原則中止
厳重警戒 (28～31)	外出時は炎天下を避ける 室内では室温の上昇に注意	激しい運動は中止
警戒 (25～28)	運動や激しい作業をする際は、 定期的に十分な休憩を入れる	積極的に休憩
注意 (21～25)	一般に危険性は少ないが、 激しい運動や重労働時には危険	適宜、水分補給

★ 暑さ指数 (WBGT：湿球黒球温度) は、熱中症を予防することを目的として設定された指標で、値に応じて熱中症の警戒度が区分されます。

★ 熱中症の危険性が極めて高くなることが予想される場合 (WBGT33 以上)、「熱中症警戒アラート」が発表されます。

環境省 熱中症予防情報サイト

検索

暑さ指数、警戒アラートの情報等は、こちら

熱中症対策リーフレットを御活用ください

本県における熱中症の現状や予防策をまとめたリーフレットを作成しました。ホームページで公開するとともに、希望があれば紙による配布も行っています。ぜひ、熱中症予防に御活用ください。



熱中症を防ぐ5つの行動

1 エアコンの使用

3 日傘・帽子の着用

4 暑さに備えた体力づくり

2 こまめな水分補給

5 熱中症警戒アラートを活用

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



Twitter

お金のはなし（第 11 回 「経済は右肩上がり」という信念）

【「経済は右肩上がり」という信念は、投資の骨太コンセプト】

下のグラフは、大きく 2 つのことを教えてくれています。

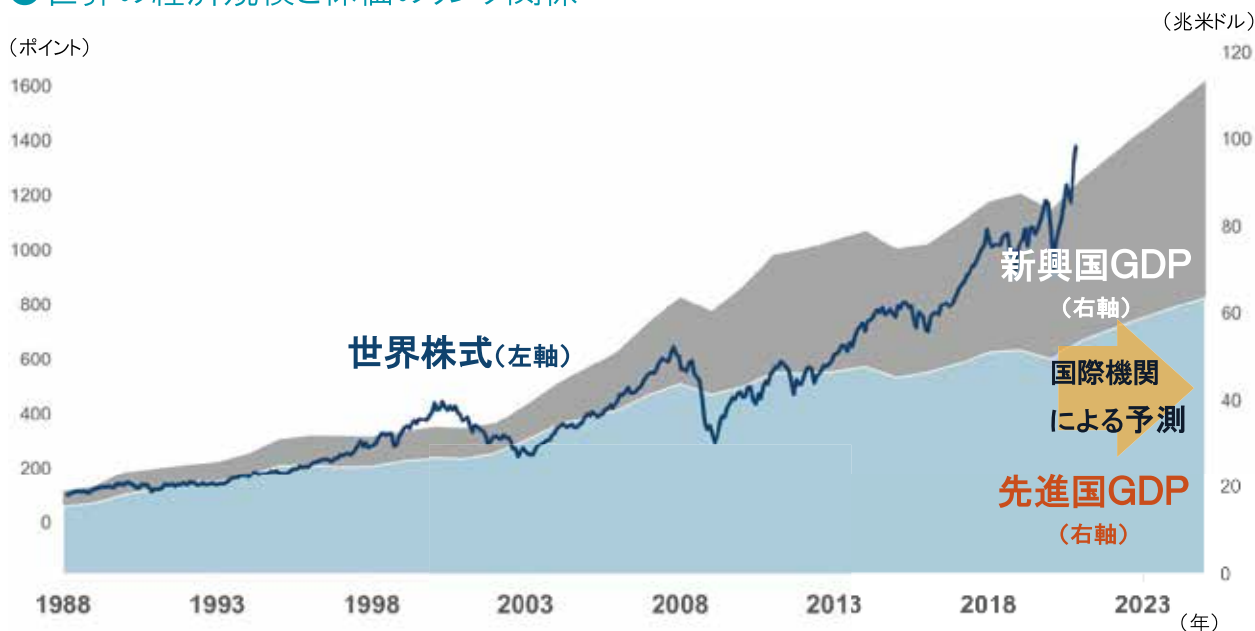
①世界の経済成長と世界の株価は、長期で見れば面白いほどリンクしている

ということは、世界が少しずつでも前進すると信じることができるのなら、世界の株式を買って放っておけばいいのではないのでしょうか。

②経済成長と株価の関係性（「リンクしている」ということ）は時に壊れることがある

2000 年の IT バブル期のように、株価だけが上に行き過ぎることもあれば、2008 年のリーマン・ショック時のように、実体経済より株価が下がってしまうこともあります。しかしやがては、本来あるべきところに回帰するはずです。信念を持って、日々変動し続ける金融市場の中に居続けることが大切です。

●世界の経済規模と株価のリンク関係



GDP:1988 年～2025 年 (予測)、世界株価指数: 1987 年 12 月末～2020 年 12 月末

世界株価指数は MSCI AC ワールド指数 (配当込、米ドルベース)

※IMF「World Economic Outlook Database, October2020」および信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成
※グラフ・データは過去のものおよび予測であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

長期投資を前提とした投資信託を持つという事は、こうした「楽観的過ぎる」と叱られそうな、ある意味達観した考え方でもよいのではないのでしょうか。

私たちに「もっと豊かになりたい」という欲望がある限り、企業はその欲望をビジネスに変えて応えようと頑張りますし、うまく応えられない企業は淘汰されるため、やはり経済は右肩上がりで推移するはずなのです。

上記を理由に、企業活動の総体である経済は、年々大きくなっていくのが道理です。それならば、その企業価値を反映するはずの株価も、長期で見れば上がっていくのが自然です。一方で、目の前の株式市場などの「マーケット」は、そんな悠長な考えの人ばかりでなく、鵜の目鷹の目の人たちも数多く参加しており、日々色々な理由をつけては売買を仕掛けてきます。しかし投資信託を使った資産運用をする私たちは、その人たちとは違うものを見ているべきだと考えるのです。

【割高・割安という概念 ～「PER」だけは知っておきましょう～】

投資信託の基準価額が 12,000 円になったことだけで「もう割高だ。買えない」などと思うのは正しくありません。しかし、昔 1,000 円だったある企業の株価が気付けば 1,200 円になった時は少し検討の余地があります。それを検討するツールを「バリュエーション」と言います。「割高／割安分析のためのモノサシ」という意味です。

最も使われるのが利益と比較するモノサシで、「PER」（ピーイーアール／株価収益率）というものです。簡単に言えば、今の株価は「今年の利益の何倍まで買われているか」を示す倍率で、過去の実績から見ると 15 倍～18 倍あたりが多く、10 倍台前半だと（企業の利益に比べて）割安、20 倍に近かったり、超えたりすると割高とされています。

$$\text{PER (倍)} = \frac{\text{株価}}{\text{利益}}$$

投資信託を使った資産運用を考える場合、投資信託の中身の株式の一つひとつを PER で分析をする必要などありませんが、式が意味するところは理解しておきたいところです。例えば、もし株価が 1,000 円から 2 割上がって 1,200 円になった時、利益も 2 割増えているなら PER は以前と変わっていないことに気付くでしょう。つまり、1,200 円の今の株価は割高になったとは言えないのです。

ある投資信託の中に入っている株価の PER の平均値が、例えばずっと 20 倍程度で推移しながら基準価額が上がっていたとします。その基準価額は「もう高い。もう買えない。一旦売った方がいいのだろうか？」という状態なのでしょうか。全くそんなことはないのです。組み入れられた株式は利益の増加を伴って株価が上がっているのですから、割高どころか至って健全な基準価額の上昇なのです。前に買えた人なら、今追加購入しても構わないということの意味しているのです。

次回はいよいよ投資信託のファンドの買い方と選び方として、「分散投資」と「土台・柱・器という考え方」についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

2022.7.16 [土] — 9.4 [日]

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0073 宇都宮市桜木4-2-7
TEL 028-661-7000
FAX 028-661-7001
http://www.art.tochigi.jp/

開館時間 午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日 月曜日（7月18日は開館）／7月19日（火）
観覧料 一般800円（700円）／大高生500円（400円）／
中学生以下無料（1区は20名以上の団体料あり）



没後40年
ピンホール の 魔術 師 リ マ ス ター
山中信夫☆回顧展
A Retrospective I Remastered
Nobuo Yamanaka 1948 tokyo - 1982 new york

《camera obscura 2》1977年、Liliane & Michel Durand-Dessert（パリ）にて

～栃木県立美術館からのお知らせ～

山中信夫（1948年大阪生まれ、東京出身）は、1971年に『川を写したフィルムを川に映す』という衝撃的な35mmフィルム映像作品で鮮烈なデビューを飾りながらも、1982年に滞在先のニューヨークで34歳の若さで急逝した伝説のアーティストです。

美術評論家の東野芳明、針生一郎、早見堯それぞれのコミッションによって、第11回東京国際版画ビエンナーレ（1979年）、第15回 サンパウロ・ビエンナーレ（1979年）、第12回パリ・ビエンナーレ（1982年）に現地制作のサイト・スペシフィックな大作で参加するなど国際的にも高い評価を得ながらも、その活動期間は12年に満たないものでした。

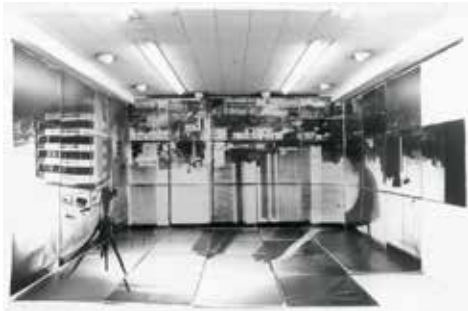
しかしデビュー作を経て写真装置の原点であるピン

ホール（針穴）に、撮影しながら同時に映写する映像装置という革命的な解釈を施して展開された山中信夫の一連の作品群は、絵画が残した問題を解決するメディアとしての映像と写真の相乗を超えて、自己と世界との関係を光学的厳密さにおいて対峙させる哲学的境地へと到達したものであったと歴史化することができます。

没後40年から検証する本展では、約150点の現存する代表作のみならず、貴重なアーカイブ資料を援用しながら、コンセプチュアルな映像とまばゆいピンホール写真による光の遊戯性を再確認するとともに、戦後の視覚芸術に重要な足跡を残した現代美術のレジェンドの一貫した活動の展開を辿ります。



没後40年
ピンホールの魔術師 リマスター
山中信夫☆回顧展
A Retrospective I Remastered
Nobuo Yamanaka 1948 tokyo - 1982 new york



関連企画

山中信夫《95コのピンホール》（1973年）の35mmオリジナル・カラー・スライドによる再現映写&ギャラリー・トーク（担当学芸員）

2022年7月16日（土）14時30分

9月6日（日）14時30分

栃木県立美術館 企画展示室

*本作品は会期中、デジタル変換した画像でエンドレス映写されます。

主催：栃木県立美術館 後援：朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

1. 《9階上のピンホール》1975年
 2. 《マンハッタン太陽》（1）1980年
 3. 《ある1つの点 No.2》1981-82年
 4. 《マチュピチュ太陽》（1）1980年
 5. 《95コのピンホール》（部分）1973年
 6. 《ピンホール・ルーム No.8》1973年
 7. 《東京の太陽》（69）1980-81年
 8. 《床と壁のピンホール》（2）1977年
- a. 山中信夫アーカイブ
「美共闘 REVOLUTION 委員会プロデュース
山中信夫美術館《川を写したフィルムを川に映す》
多摩川堤、1971年」関連資料より（部分）
- b. 山中信夫アーカイブ
「第5回 現代の造形《映像表現'72》
-モノ・場・時間・空間- Equivalent Cinema
（現代の造形実行委員会）《ピンホール・カメラ》
京都市美術館大陳列室、1972年」関連資料より（部分）



コレクション展Ⅱ 特集 小堀軯音
7月16日（土）—10月6日（木）
※9月5日（月）—23日（金）は休館

【交通案内】

- 電車・バス
 - ・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
 - ・JR宇都宮駅（西口6番・7番バス乗場）、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分「校通十文字」バス下車 徒歩5分
- 自家用車
 - ・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
 - ・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 ー 許可証の変更等についてー

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

☐ 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

☐ 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

ー 編集後記ー

今年の梅雨は短く、6月下旬の真夏のような暑さとともに、明けました。体が熱さに慣れないためか、6月の熱中症の搬送者は過去最高だったそうです。

一方、新型コロナウイルスは、6月まではなだらかな減少傾向でしたが、ここに来てオミクロン株が変異し、BA・5、BA・2・12・1の患者も栃木県で確認され、BA・5への置き代わりによる感染再拡大の兆しが見られます。

先日、県主催による市町担当者の災害廃棄物初動対応訓練に立ち会いました。具体的に水害を想定し、様々な課題を出し合い、その解決策等について対応を考えていました。協会からは、早期に仮置き場を確保することが大切ではないかと助言しました。8月には、市町の担当者と県を交え災害廃棄物処理の伝達訓練を実施します。今年も、訓練だけで実際に起こらないことを願いたいと思います。

ー 事務局だよりー

☆ 6月17日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会第12回定時総会が、東京都港区の明治記念館において開催され、菊池会長、神山副会長、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 6月29日（水）

環境大臣表彰伝達式が、栃木県環境森林部長室において開催され、加藤副会長と中指事務局次長が出席しました。

☆ 6月30日（木）

令和4年度災害時の廃棄物処理に係る初動対応訓練が、栃木県危機管理センター危機管理室において開催され、湯澤専務理事が出席しました。

☆ 6月30日（木）～ 7月1日（金）

（新規・更新）収集運搬課程講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長と藤平主査が運営にあたりました。